



Title	麻しん（ハシカ）の定期予防接種について
Author(s)	辻野, 直三郎
Citation	makoto. 1978, 24, p. 2-4
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86135
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

麻疹（ハシカ）の

定期予防接種について

財団法人大阪防疫協会

理事長 辻野直三郎

◎はじめに

人が生れてから幼児には必ず一度はかかると称せられ且つその疾患のために危険度のたかい麻疹（ハシカ）に対し、これまでの任意接種が十月一日より定期予防接種に改定、実施されることとなった。我国においては既に阪大微研教授奥野良臣先生によって、これがワクチンの開発済みであり、予防接種に使用されることは将来、民族の発展に寄与貢献すること真に大であり人類愛の偉業として深く敬意と感謝の念を表すると共に、これが定期の予防接種実施に決断を下された行政当局の英断に深甚の敬意を表したい。

◎麻疹（ハシカ）の症状

（一部）

学者の説を綜合するにハシカは急性伝染病であって新生児から生後三ヵ月頃までは母胎からの免疫体が行くので、かからないが四一六ヵ月ころまでは、

かかって比較的軽いとされ、

それ以後の乳児にもかかり、しばしば重症となる。特に合併症「肺炎、脳炎」で死亡する例があると、されている。この疾病はウィールスによるもので目は結膜炎が著明で発赤し、流涙や目やにが出て、まぶしがり口腔、呼吸器の粘膜（ねんまく）のカタル症状で始まり次いで特有の皮膚発疹が現われる。潜伏期はだいたい十日位とみられるが時にこの期間内に他の伝染性疾患にかかると潜伏期が延長される。感染後約十四日で発疹が現われ三十九一四〇℃に上る。その後、各種の症状経過後に体液性の免疫を終生獲得することとなる。

この故に二回以上かかることは異例のことである。伝染経路は患者に直接ふれるか或いは「咳（せき）くしゃみ」によって人から人へ伝染する。流行期は冬から早春に多い。

◎予防接種を行う定期とその

禁忌

生後十二月から生後七十二

に至る間（参考第一節 写参照）

○禁忌は予防接種を行う際の一般禁忌事項の外に「種痘又は急性灰白髄炎若しくは風しんの予防接種を受け後一月を経過しない者」とある故にこの期間経過後でなければハシカの予防接種は禁止される。（予防接種実施規則の一部を改正する省令目次中、九に規定さる）

◎予防接種の方法

高度弱毒生、麻疹ワクチンを一回皮下に注射する。接種量は〇、五ミリリットルである。市町村長は麻疹予防接種済証（参考第四号）を交付することとは予防接種法施行規則（第七、第八條）の定むるところである。

◎麻疹定期予防接種方法の特長

従来の予防接種は一般に集団的に実施されて来たが麻疹の定期予防接種については市民が、

いわゆる、かかりつけの医師によって接種を受けられることである。これについては日本医師会の協力によるところ大である。従来は一定の日時、場所において市町村の指定する区域の市民が集団的に接種されたのが十月の麻疹の場合にはその方法が個別の実施に変更されることである。この個別実施にきざだち市町村長が要請して個別接種に協力する旨の承諾した医師により当該医師に依る医療機関で接種（個別接種）をすることである。

この改定の理由については各種の事情が複合、集積するものと想像されるが何分にも被接種者が乳幼児であって、絶対あつてはならないことではあるが極めて稀に発生する接種後の副反応被害事故の絶無を期したいとの慎重な対策に外ならないものと推測する。

◎むすび

既に麻疹（ハシカ）の定期予防接種が官報（別掲法令第一号）によって告示された以上その改正実施にあたっては市民、医師、及び行政機関の緊密な連繋によって実施され、万人の願望である複反応被害事故防止に叙知を結集して、切にその優秀

な結果を期待致したい。

◎追伸

今はなき母がかって私がハシカに罹患したときのことを話された時「この病いは幼児の大厄で子供の前で話すことは禁句となっている」と前おきしてハシカが幼児の大病の一つであることを述懐（じゅつかい）せられた。ここにあらためて父母の限りない愛情を追憶することを、お許し願いたい。

詩に曰く、哀哀（あいあい）たる父母、我を生みて劬勞（くらう）す。哀哀たる父母、我を生みて勞瘁（らうすい）す。父無くんば何をか怙（たの）まむ、母無くんば何をか恃（たの）まむ。出づれば則（すなはち）恤（うれい）を衡（ふく）み、入れば則、至ること靡（な）し。父や我を生み、母や我を鞠（や）しな。ひ、我を拊（う）ち、我を畜（やしな）ひ、我を長（ひ）ととし、我を育し、我を顧み、我を復し、出入我を腹（ふと）ころにす。之が徳に報いむと欲すれども、昊天（かうてん）極り罔（な）し。（「幼学綱要婦女鑑」中より謹載する。）

暴言多謝、乞うご叱正を。
（八月二十三日稿）

参考第一号

麻疹（ハシカ）の定期予防接種追加措置政令

予防接種法第三条に規定する政令で定める疾病及び政令で定める定期予防接種の対象疾病に追加される（昭和五十三年七月二十八日政令第二百九十六号予防接種法施行令の一部を改正する政令）天然痘、ジフテリア、百日せき、小児マヒ、ポリオ、風しんに麻疹（ハシカ）を含めた六疾病となる。

参考第二号

ハシカ定期予防接種対象者

生後十二か月（一歳）
生後七十二か月（六歳）

予防接種の時期

生後十八か月（一歳半）
生後三十六か月（三歳）

- 1 この間に接種すること
- 2 集団生活に入る前に完了すること
- 3 七月、八月に接種をさけること
- 4 接種時の注意事項の外、特に「禁忌」について最善の注意をすること。
- 5 健康監視について
接種後五日ないし十四日の間に発熱、発しんが一日ないし三日間生じることがあるので健康監視に留意するよう保護者に知らせること」など。

参考第三号

接種の方式

集団接種によらず当該市町村と委託契約済の医師による個別予防接種の方法による。

接種料金（参考）

接種料は地域差あるも一人あたり三、八〇〇円程度。原則として自己負担となる。但し、年間所得百十万円程度の低所得世帯に対しては全額公費負担となる。

国の予防接種事故による救済制度

法の定める定期予防接種による不測の副反応事故被害者に対しての救済制度を麻疹（ハシカ）接種者に対しても適用せらる。（政令第二百九十六号昭和五十三年七月二十八日予防接種法施行令の一部を改正する政令による。）

参考第四号

厚生省令第四十六号

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（抜すい）

様式第四（第八条関係）

No.	麻疹予防接種済証			
住所				
氏名				
生	年	月	日	
予防接種を行った年	年	月	日	
年	月	日		
都道府県	郡			
市町村長氏名			印	

備考 この用紙は、日本工業規格B列8番とすること。

附則

この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。

別掲法令第一号

(官報五三、七、二八第一五四六一号号)

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

昭和五十三年七月二十八日

内閣総理大臣 福田 赳夫

政令第二百九十六号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第三条、第十八条第一項及び第三十二条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令(昭和二十三年政令第九十七号)の一部を次のように改正する。第一条の表中急性灰白髄炎の項の次に次のように加える。

麻しん 生後十二月から生後七十二月に至る期間

第五条第一項中「一万七千円」を「一万八千五百円」に、「一万五千円」を「一万六千五百円」に改め、同条第二項中「一万七千円」を「一万八千五百円」に改める。

第六条第二項中「六十六万円」を「七十二万九千六百円」に、「三十九万六千円」を「四十三万五千六百円」に、「三十二万四千円」を「三十五万七千六百円」に、「二十二万二千円」を「二十三万七千六百円」に改める。

第七条第二項中「百八十一万二千円」を「百九十二万円」に、「百十七万六千円」を「百二十六万円」に、「八十八万八千円」を「九十四万八千円」に改める。

第十二条中「六万二千円」を「七万四千円」に改める。
附則第二項中「急性灰白髄炎の下に」「麻しん」を加える。

附則

1 この政令は、昭和五十三年八月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第二項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

2 昭和五十三年七月以前の月分の医療手当、障害児養育年金及び障害年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生大臣 小沢 辰男
内閣総理大臣 福田 赳夫

別掲法令第二号

(官報五三、七、二八第一五四六一号号)

厚生省令第四十七号

予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第十四条の規定に基づき、予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和五十三年七月二十八日

厚生大臣 小沢 辰男

予防接種実施規則の一部を改正する省令

予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次中 「第五章 風しんの予防接種(第二十一条)」

第六章 コレラ、インフルエンザ、日本脳炎及びワイル病の予防接種(第二十一条) 麻しんの予防接種(第二十一条)

第二十二条―第二十五条) を、第六章 風しんの予防接種(第二十二条)

第七章 コレラ、インフルエンザ、日本脳炎及びワイル

に改める。

病の予防接種(第二十三条―第二十六条)」

第四条中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 麻しんの予防接種については、第一号から第六号までに掲げる者のほか、種痘又は急性灰白髄炎若しくは風しんの予防接種を受けた後一月を経過していない者第六章中第二十五条を第二十六条とし、第二十二條から第二十四条までを一条ずつ繰り下げ、同章を第七章とする。

第五章中第二十一条を第二十二條とし、同章を第六章とする。
第四章の次に次の一章を加える。

第五章 麻しんの予防接種

(接種の方法)

第二十一条 麻しんの定期の予防接種は、高度弱毒生麻しんワクチンを一回皮下に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする。

附則

この省令は、昭和五十三年十月一日から施行する。